○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要………………

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

公

文県

化民生

課活

(商工政策課)

Ħ. 四

民地 同

局域

: : :

:

〇右

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

(学校施設課)

:

同.....

第三百二十九号

令和一

和三年 七月二日 (金曜日)

示

青森県告示第四百五十五号

務従事者に対する講習(以下「講習」という。)を次のとおり指定したので告示す クリーニング師の研修 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定による 。 以 下 「研修」という。)及び同法第八条の三の規定による業

る。

(保健衛生課)

:

保高

険福 課(

: =

令和三年七月二日

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

(障害福祉課)

: =

○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従

告

示

目

次

 \equiv

村

申

吾

東京都港区新橋六丁目八の二 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の住所及び名称

○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………

政

課) :: 二

同同

: =

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

研修及び講習の名称

○右 ○右

同..... 同......

同同同

: : :

2

同 :

同

:

끄 四 \equiv \equiv

令和三年度青森県クリーニング師研修(第二型

(通信制))

令和三年度青森県クリーニング業務従事者講習

(第二型

(通信制))

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2

県内に所在するクリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に従事す

兀 受講申込書の提出先

公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター 青森市堤町二丁目一六の一一 理容会館 二階

出 先機 関

県上

民地

局域

七

令和三年七月二日

Ŧī. 受講料

1

研修受講料

五千円

2 講習受講料

四千五百円

青森県告示第四百五十六号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

令和三年七月二日

より公示する。

青森県知事	
Ξ	
村	

BC 工所川原	氏名称又は 主たる事な	指定居宅サービス事業者
森市 六大 の字	は務住所の	業者
訪問介護	0	ご居 ス宅 カー 重
い訪 森問 介	名	事居宅
護青	称	サービ
二五 丁所 目川	所	ビス事業
二原 四市 中	在	事業を行う
央	地	771 7
三令 ・和 ・・	月	指定

B株式会社 氏名 称又

申

吾

・ニーナース	
ステー	称
八戸市青葉	所
丁目一七の七	在
	地

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年七月二日

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第

青森県告示第四百五十八号

青森県知事 三 村 申 吾

ション	名
スステー	称
八戸市青葉一	所
丁目一七の七	在
	地
三令和七三	年 月 日 日

青森県告示第四百五十九号

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

令和三年七月二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

青森県告示第四百五十七号

なの花薬局大久保店	名	
保店	称	
八戸市大字湊町	所	
湊町字下大久保道	在	
追一五の九	地	
三令・和	年指 月 日定	

青森県知事

三

村

申

吾

士新 郎戸 部	山内	E	E
陽	良太	名	
部弘附前	部弘 附前	名	勤
属大 病学	属大 病学		務
院医学	院医学	称	す
五弘 三前	五弘 三前	所	るュ
市大字	市大字	在	病院
子本町	子本町	地	然
由整)形	由整)形	1	分
外科	外科	授	景
版 体	(肢体	乖	¥
	岩 自	E	1
"	=令 ·和	年日	指
	+·	月日	定
	1		

青森県告示第四百六十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知があったので、森林法 て準用する同法第三十条の規定により告示する (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい

令和三年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四 八戸市南郷大字島守字内山四の二、四の三、 一五、二八の七、二八の九、二八の一○、二八の一二から二八の一五まで、 四の六、四の八、一〇、一二、

境 ラ沢一、三の一、六

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

変更後の指定施業要件

次の森林については、主伐は、択伐による。

七、二八の九、二八の一○、二八の一二から二八の一五まで 字内山四の二、四の三、四の六、四の八、一〇、一二、一四、 一五、二八の

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

庁に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び八戸市

青森県告示第四百六十一号

知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい て準用する同法第三十条の規定により告示する 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和三年七月二日

青森県知事 三 村 申

吾

保安林として指定された目的 十和田市大字奥瀬字北向一七七の二(次の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

2 1 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐は、択伐による。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。

水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十二号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和三年七月二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

八の二三八、一七八の二三九 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 十和田市大字奥瀬字北向一七八の四から一七八の六まで、一七八の二三三、一七

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」 次のとおりとする。 」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十三号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和三年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

九、一一七の二五三、一一七の二五四、一一七の二五九から一一七の二六一まで、 五所川原市大字神山字殊ノ峰一一七の二四三、一一七の二四八、一一七の二四

二 保安林として指定された目的

一一七の六○四、一一七の六一四(次の図に示す部分に限る。)

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

三

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

四、一一七の二五九から一一七の二六一まで、一一七の六一四 字殊ノ峰一一七の二四八、一一七の二四九、一一七の二五三、一一七の二五 (次の図に示す

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第四百六十四号

て準用する同法第三十条の規定により告示する。 知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三におい 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

令和三年七月二日

青森県知事

三

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字古和備一〇二の一、一〇二の一二から一〇二の一四まで

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 主伐に係る伐採種は、定めない。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び七戸町

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款

により次のとおり公告する。変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

令和三年七月二日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

令和三年六月二十二日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平成謝恩会

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町向山東二丁目二の一六八四

五 定款に記載された目的

動等に喜びをもって参加でき、自立した生活を営めるように総合的に支援し、地域この法人は、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活

福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

条第三項の規定により次のとおり公告する。村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町

令和三年七月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ富田店

弘前市大字富田三丁目七の八外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

三 弘前市の意見の概要

- ための最大限の配慮をすること。られた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐ分留意し、営業に伴い周辺住民から低周波騒音を含む騒音等に関する苦情が寄せ騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十
- の許可または承認を得ること。計画に伴い、道路占有及び道路工事等が必要となる場合は、事前に道路管理者
- 配慮をすること。等で手の届く位置への自動ドアの開閉装置の設置等、障がい者等に必要な合理的等で手の届く位置への自動ドアの開閉装置の設置等、障がい者等に必要な合理的な配慮の提供について、車いす

3

4

2

- び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。通事故防止の観点から、計画地側の富田三丁目交差点については、道路管理者及当該地への利用については、自家用車利用を想定しているが、交通渋滞及び交
- なっていることから、登下校時における児童生徒の安全に十分配慮すること。5 当該店舗出店予定箇所については、大成小学校及び第三中学校の通学区域に
- の出入口の施錠等の対策を講じること。と。また、深夜営業時の警備強化に努めるとともに営業時間外においても駐車場と。また、深夜営業時の警備強化に努めるとともに営業時間外においても駐車場と。また、深夜営業時の警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じるこの出入口の施錠等の対策を講じること。
- た、従業員の防犯教育に努めること。及び避難誘導措置等緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努めること。ま7 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領
- く届出を行うこと。
 8 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づ
- 屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。 9 屋外広告物について、一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市
- の区画形質の変更)を行う場合は、都市計画法に基づく許可申請を行うこと。る開発行為(建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地10 開発許可について、当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超え
- き事項について意見を有する者の意見の概要

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

四

Ŧī.

意見書の縦覧

意見書の提出なし

1

2 期間 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

令和三年七月二日から同年八月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、 その執務時間内とする。

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

建設業法

(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり

建設業者の許可の取消し

令和三年七月 二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

商号又は名称 A T O M Works株式会社

青

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字鷹架字発茶沢一三三の七○

代表者の氏名

岡山康広

四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第五〇〇五三一号

Ŧī. 取消年月日 令和三年五月二十日

取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る

令和三年七月二日

商号又は名称 株式会社升澤組

青森県知事

三

村

申

吾

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 代表者の氏名 千葉いづみ

主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字鳥井平三〇の一

許可番号 青森県知事許可 (般—二八) 第三七八七号

四 三

取消年月日 令和三年五月二十日

取消しに係る建設業の許可

六 Ŧī.

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 同令

令和三年七月二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

物品等の名称及び数量

漁業実習船 一隻

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市長島一丁目一の一

 \equiv 契約の方法

一般競争入札

兀

落札者を決定した日

落札者の名称及び住所 令和三年五月十三日

Ŧī.

内海造船株式会社

落札金額 広島県尾道市瀬戸田町沢二二六の六

六

落札者を決定した手続

二十一億九千四百五十万円

七

者を落札者としたものである。 者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った 漁業実習船の製造に要求する技術的能力を有すると判断した申請書等を提出した

入札の公告を行った日 令和三年四月二日

先 機 関

出

上北地域県民局告示第十号

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六 年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

令和三年七月二日

上北地域県民局長 石

橋

豊

十和田市東二	位
番町三九の一	置
ル四六	延
三二メート	長
六.004	幅
○ メートル	員
三令和 六・三	年指 月 日定

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 年週月・水・金曜日発行

(発行所・発 一丁目一 一丁目一